

し尿処理及び浄化槽清掃（汚泥処理）にかかる制度改正について

1 経緯

逗子市は、平成28年7月に鎌倉市及び葉山町とごみ処理の広域連携について覚書を交わし、これに基づき、本年7月より逗子市の焼却施設において葉山町の可燃ごみの焼却処理の試行を実施しているところです。今年度は葉山町との共同処理の試行期間とし、課題等の検証を行った上で、平成30年度からの本格実施を予定しています。また、相互の役割分担による連携方針のもと、逗子市と葉山町は、葉山町の処理施設における逗子市のし尿等の共同処理を予定しています。これに合わせて、し尿の収集（くみ取り）・運搬及び浄化槽清掃の許可業者制（利用者が直接、民間の収集運搬業許可業者及び浄化槽清掃業許可業者と契約して料金を支払う仕組み）への移行を図ります。

許可業者制への移行に当たり、逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成6年逗子市条例第5号）により定められているし尿処理及び浄化槽清掃に係る手数料等の規定を改正する必要があります。

2 現状

逗子市は公共下水道の整備率が平成14年度に100%となっています。下水道法により、くみ取便所又は浄化槽が設けられている建築物を所有する方は、処理区域となった場合は遅滞なく（くみ取便所の場合は3年以内に）水洗便所へ改造をすることが義務付けられています（資金の調達が困難な事情がある場合等を除く）。なお、市では水洗便所への改造費用について融資あっせん助成制度を設けています。

現在、し尿の収集（くみ取り）・運搬及び浄化槽清掃並びに収集したし尿及び浄化槽汚泥の逗子市の処理施設での処理については、事業者へ業務委託して行っています。現行の手数料は表1のとおりです。

【表1】

種別	取扱区分	手数料
し尿の処理	定額制（一般家庭）	月額80円/人
	従量制（その他）	40円/10L
浄化槽の清掃	1.5m ³ 未満	4,000円
	1.5m ³ 以上	4,000円+0.5m ³ までごとに1,000円を加算

また、平成28年度のし尿処理、浄化槽清掃件数等の実績は表2のとおりです。し尿の従量制は、主に建設現場やイベントなどの仮設トイレのくみ取りが該当します。一般家庭のし尿のくみ取りと浄化槽清掃の該当世帯数は、平成28年度実績でそれぞれ46世帯と34世帯で、合計80世帯です。逗子市内に設置されている浄化槽は、ほとんどが単独処理浄化槽（トイレの排水のみを処理し、生活雑排水（台所、洗濯、風呂等のトイレ以外の排水）は処理対象としないもの）です。

【表 2】

種別		件数等	処理量 (リットル)
し尿	定額制 (一般家庭)	46世帯66人	68,148
	従量制 (その他)	年間延べ688件	117,036
浄化槽		34世帯延べ55件	109,512

3 許可業者制への移行について

葉山町は、し尿の収集 (くみ取り)・運搬及び浄化槽清掃について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法に基づく「許可業者制」により実施し、収集したし尿及び浄化槽汚泥は葉山町の処理施設に搬入して町が処理しています。

逗子市は、葉山町の処理施設で共同処理を実施し逗子市の施設を廃止するとともに、し尿の収集 (くみ取り)・運搬及び浄化槽清掃体制を葉山町に合わせて許可業者制の導入を図ることにより、財政的に大きなメリットが得られます。許可業者制への移行により、対象世帯への負担は増加することになります。しかし、これまで公共下水道整備に莫大な投資をして100%整備を達成した一方で、現在100世帯以下となっている公共下水道未接続のし尿くみ取り及び浄化槽清掃の対象世帯のし尿処理にかかっているコストは大きな財政負担となっています。これらのコストの費用対効果、生活雑排水未処理による環境負荷、下水道接続世帯と未接続世帯の負担の均衡、し尿処理事業全体の合理化、効率化の観点から、制度改正を図るものです。

許可業者制へ移行した場合の負担額は、民間の許可業者が設定した料金体系によることとなりますが、近隣の葉山町又は鎌倉市の料金体系に近い水準になると想定されます。現行の負担額と葉山町及び鎌倉市の料金水準との比較は、次のとおりです。

【例 1】し尿 (定額制)

	単価	例) 1人世帯		例) 2人世帯		備考
		月額	年額	月額	年額	
現 行	80円/人・月	80円	960円	160円	1,920円	
葉山町 (許可業者制) ※参考値	72Lまで1,080円 +36Lごとに540円	月額	年額	月額	年額	※1人当 たり月平 均 84.9L で計算
		1,620円	19,440円	2,700円	32,400円	
鎌倉市 (事 業系従量制) ※参考値	723円/36L	月額	年額	月額	年額	
		2,169円	26,028円	3,615円	43,380円	

【例2】浄化槽

	区分	処理額	例) 1.0 m ³ の場合	例) 3.0 m ³ の場合	備考
現 行	1.5m ³ 未満	4,000円	4,000円	8,000円	
	1.5m ³ 以上	4,000円+0.5m ³ までご とに1,000円を加算			
葉山町 (許可業者制) ※参考値	1.0~2.0m ³ 未満	11,880円	11,880円	17,830円	合併処理 式の金額
	2.0m ³ 超	11,880円+0.1m ³ 増す ごとに595円を加算			
鎌倉市 (許可業者制) ※参考値	1.5m ³ まで	11,340円 ※以降0.5m ³ 単位で設定 ※ホース距離による割増あり	11,340円	16,632円	ばっき型 の金額

なお、逗子市の公共下水道使用料の参考料金は次のとおりです。

【例3】平均的な使用量（2か月で40m³）の場合

排水量	使用料（2か月分）	年額
40m ³	3,520円	21,120円

※生活保護世帯等には使用料の減免制度あり。

4 経費削減効果

逗子市のし尿の収集（くみ取り）・運搬及び浄化槽清掃業務並びに施設維持管理に係る経費は、平成28年度決算で約2,300万円です。年々処理量が減る一方で、施設の老朽化による補修費の増加もあり、事業の費用対効果が課題となっています。し尿処理手数料及び浄化槽清掃手数料収入は、同じく平成28年度決算で841,720円となっています。

【表3】処理量、処理経費、手数料収入の経年推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
処理量	358,920 L	370,296 L	323,460 L	333,324 L	294,696 L
処理経費※	20,717,377円	19,990,266円	23,502,798円	19,341,966円	23,076,261円
手数料収入	938,600円	1,021,320円	913,760円	930,400円	841,720円

※し尿収集運搬にかかる経費は、し尿収集運搬・処理及びペットボトル処理業務委託の按分

逗子市が葉山町とのし尿等の共同処理を実施して逗子市の処理施設を廃止するとともに、逗子市のし尿の収集（くみ取り）・運搬及び浄化槽清掃業務を許可業者が行うことにより、これらの逗子市の経費が歳入・歳出ともなくなります。一方、逗子市のし尿等を葉山町の施設で共同処理することから、処理量に応じて葉山町でのし尿処理に係る経費の一部を処理費負担金として逗子市が葉山町に支払うこととなります。この負担金については、今後協議を重ねて検討

していくこととしていますが、前述の逗子市のし尿の収集（くみ取り）・運搬及び浄化槽清掃業務並びに施設維持管理に係る経費が不要になることから、相応の経費削減効果が得られるものと見込んでいます。

なお、逗子市と葉山町のし尿等の収集量の内訳は次のとおりで、葉山町の施設でのし尿処理にかかる経費は、平成28年度決算で約5,484万円です。逗子市のし尿等を葉山町の施設で共同処理する場合の逗子市の経費の負担額は、約200万円と試算しています。

【表4】し尿及び浄化槽汚泥の収集量（平成28年度）単位：k1

	浄化槽汚泥	し尿	合計
逗子市	110	185	295
葉山町	8,391	148	8,539